

第一号議案

令和三年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和三年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和三年六月十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津男

提案理由

知事から照会のあった令和三年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号
令和 3年 6月 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和3年6月8日付け財第207号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



(公印省略)

財 第 2 0 7 号
令和 3 年 6 月 8 日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

2 議案提出県議会

令和3年第2回定例会

第70号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

1 改正の内容

令和3年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

| | 第1号（県立学校職員） | 第2号（市町村立学校県費負担教職員） |
|-----|-------------|--------------------|
| 改正後 | 3,446人 | 7,063人 |
| 改正前 | 3,463人 | 7,085人 |
| 増減 | ▲17人 | ▲22人 |

2 増減の内訳

(1) 県立学校関係

| | 高等学校 | 特別支援学校 | 中学校 | 計 |
|-----|--------|--------|------|--------|
| 改正後 | 2,303人 | 1,117人 | 26人 | 3,446人 |
| 改正前 | 2,321人 | 1,116人 | 26人 | 3,463人 |
| 増減 | ▲18人 | 1人 | 増減なし | ▲17人 |

(2) 市町村立学校関係

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|
| 改正後 | 4,497人 | 2,566人 | 7,063人 |
| 改正前 | 4,516人 | 2,569人 | 7,085人 |
| 増減 | ▲19人 | ▲3人 | ▲22人 |

【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

(1) 県立学校関係

| | 高等学校※ | 特別支援学校 | 中学校 | 計 |
|-----|---------|--------|------|--------|
| R 3 | 22,720人 | 1,415人 | 354人 | 1,769人 |
| R 2 | 23,160人 | 1,398人 | 353人 | 1,751人 |
| 増減 | ▲440人 | 17人 | 1人 | 18人 |

※高等学校は収容定員を記載している。

(2) 市町村立学校関係

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|
| R 3 | 57,424人 | 28,875人 | 85,299人 |
| R 2 | 57,687人 | 28,470人 | 86,157人 |
| 増減 | ▲1,263人 | 405人 | ▲858人 |

第71号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

知的障がいのある生徒の職業教育の充実と生徒一人一人の職業能力向上を図り、一般就労をめざす生徒の進路希望を達成するため高等部単独の「大分県立さくらの杜高等支援学校」を設置するもの。

2 改正理由

平成30年2月に策定した「第三次大分県特別支援教育推進計画」において、進路希望達成につながる教育を行う新たな教育環境の整備が必要とされ、一般就労をめざす生徒の職業教育充実のため高等特別支援学校の新設が示された。

これを受け、令和4年4月の開校に向け準備を進め、校名候補が一般公募を経て、令和3年4月の教育委員会において決定されたため、本条例改正を行うもの。

3 施行期日

令和3年7月1日

新設校の入学者の募集、選考など開校に係る準備を着実に実施するため、上記の期日としたい。